中国ろうきんの概要

法令遵守の体制

1.コンプライアンスに対する考え方

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在し、金融機関は社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることを言います。コンプライアンスは信用が最大の財産ともいえる労働金庫にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営のなかで強く認識し着実に実践する必要があると考えています。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、その社会的使命と公共性とを十分自覚し、会員・勤労者・地域社会から信頼を得るべく業務を遂行しており、「ろうきんの理念」に明記された「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に寄与しています。また、労働金庫業務を取り巻くさまざまなリスクの所在を認識して影響度を評価し、適正なリスク管理を行うとともに会員・利用者の視点から自らの業務を捉え直す必要があり、このリスク管理および顧客保護の管理態勢を確保するうえでコンプライアンスの確立が必要不可欠であると認識しています。

当金庫では、以上の考え方にたって、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、倫理綱領および関連法令等をまとめて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、金庫役職員の法令等遵守の姿勢を明確にしています。

2.法令遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1)コンプライアンス体制について

①理事長をコンプライアンス統括責任者とし、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、理事会・監事会等へ報告しています。
②法令等遵守態勢の構築および実効性確保のため、理事長を委員長、副理事長を副委員長とし、専務理事、常務理事、常勤理事、執行役員、本部各部長、および本店営業部長を委員として構成するコンプライアンス委員会を定例的に開催しています。
③コンプライアンス統括部門としてリスク統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修・啓発活動とあわせて、コンプライアンスの徹底・進捗状況や問題案件等の把握・点検・管理の統括を行っています。
④コンプライアンス統括責任者は各職場にコンプライアンス担当者を任命しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を理解し、各職場のコンプライアンスにかかわる教育・研修・啓発活動に取組み、日常業務における法令等遵守状況のモニタリングを行っています。

(2)理事の業務執行等にかかわる法令遵守について

当金庫の理事は、全国労働金庫協会や各種団体の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に関与しています。

そして、監事は、理事が法令、定款および総会決議を遵守しているか否か、金庫のため善管注意義務を果たし忠実にその職務を行っているか否かなど、理事の職務の執行を監査しています。具体的には、理事等からの職務執行状況の聴取および重要な決裁書類等の調査などを実施し、理事の職務の執行状況等について監査を行っています。

なお、役員、本部各部署および営業店に対する監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

[営業店臨店監査]	2020年	7月	松江支店
		8月	玉野支店、岡山西支店
		9月	呉支店、広島東支店
		10月	倉吉支店、大竹支店
[本部監査]	2020年	11月	本部全部署
	2021年	4月	本部全部署
[役員ヒアリング]			本部常勤役員　2020年11月および2021年4月(年2回)
			県営業本部長　2021年3月～4月(年1回)

(注)監査年度は2020年7月から2021年6月までとしております。

(3)預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

①法令等遵守意識の醸成

当金庫では、日常的に管理・監督者ならびにコンプライアンス担当者による法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守意識の醸成に努めています。

②内部監査の重視

当金庫では、内部監査部門として監査部を理事長の直属で設置し、被監査部門のリスク管理態勢を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に留まらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善要請または是正勧告を行っています。

監査部が実施する内部監査(営業店、ローンセンター、本部各部)と、営業店および本部各部が自ら行う自己検査の二つを柱として、相互牽制が十分機能するように留意しながら内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自己検査は、多数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令等遵守に関する事項としては、以下が代表的なものです。

- 口座開設、大口現金取引等にあたっては、本人確認記録書を作成しているか。
- 顧客から個人情報を取得する際は、その利用目的を明示または通知しているか。
- 商品説明は、相手の立場に立って平易な言葉で顧客の理解が得られるまで実施しているか。

なお、内部監査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

[営業店現物検査]	2020年	4月	出雲支店、大田代理店、雲南支店、浜田支店、玉野支店、備中支店、水島支店、岡山東支店、倉敷支店、岡山西支店
		7月	本店営業部、三次支店、安来支店、府中支店、鋼管町支店、松江支店、福山支店
		8月	鳥取支店、萩支店、倉吉支店、山口支店、米子支店、防府支店、益田支店、呉支店、津山支店、広島東支店、岡山支店
		9月	西条支店、三原支店、尾道支店、因島代理店、下松支店、大竹支店、徳山支店、広島西支店、小野田支店、宇部支店、下関支店
		10月	岩国支店、柳井代理店
[営業店総合監査]	2020年	10月	防府支店
		11月	浜田支店、米子支店
		12月	下松支店
	2021年	1月	府中支店、西条支店
[本部総合監査]	2020年	9月	業務統括部
		10月	総務統括部、営業統括部
		11月	経営統括部、リスク統括部
		12月	融資統括部
[子会社総合監査]	2020年	12月	(株)中国労金ビジネスサービス

(注)ローンセンターおよび相談センターの監査は、営業店と一体的に実施しています。
(注)代理店の監査は、営業店(母店)と一体的に実施しています。

(4)内部通報システムについて

当金庫では、法令等に抵触する事項を早期に発見し問題解決に迅速に対応するため、コンプライアンス・ホットライン制度(内部通報システム)を設置しています。

(5)反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針(※1)」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、金融機関としての社会的使命を果たすべく、AMLシステム(※2)により取引者をチェックし、警察、弁護士等の専門機関と連携して反社会的勢力等の取引排除に向けた取組みを行っています。

※1「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫のホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)
※2 AML(Anti-Money Laundering)システムとは、労働金庫業態統一の反社会的勢力対応システムです。

(6)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

リスクの特定・評価・低減

マネロン等リスク対策担当役員は、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、取引・商品や顧客の属性を類型化したうえで、リスクの低減策を策定し、実施しています。

リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに作成する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針(抜粋)

●目　的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

そのため代表理事はリスク担当役員および業務担当役員をマネロン等リスク対策担当役員として任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等対策担当役員がとりまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2021年7月現在)

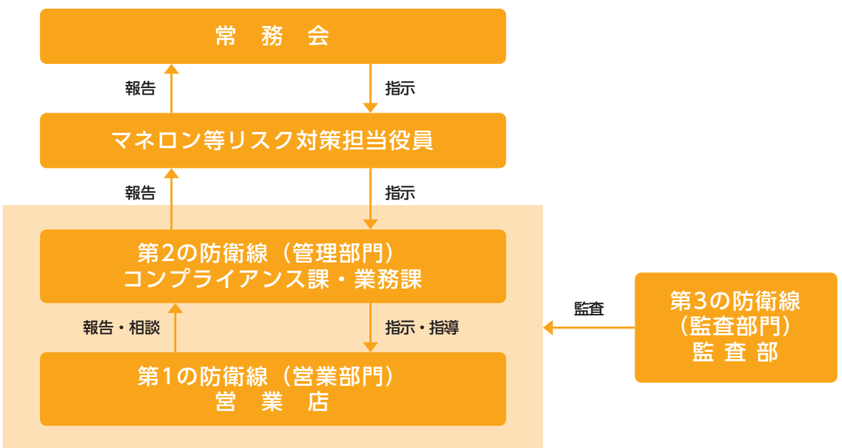

リスク管理の体制

❶ ▶リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を重点課題として位置づけ、理事会(その他機関会議)により制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理対象とするリスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、これらを統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準へコントロールしています。

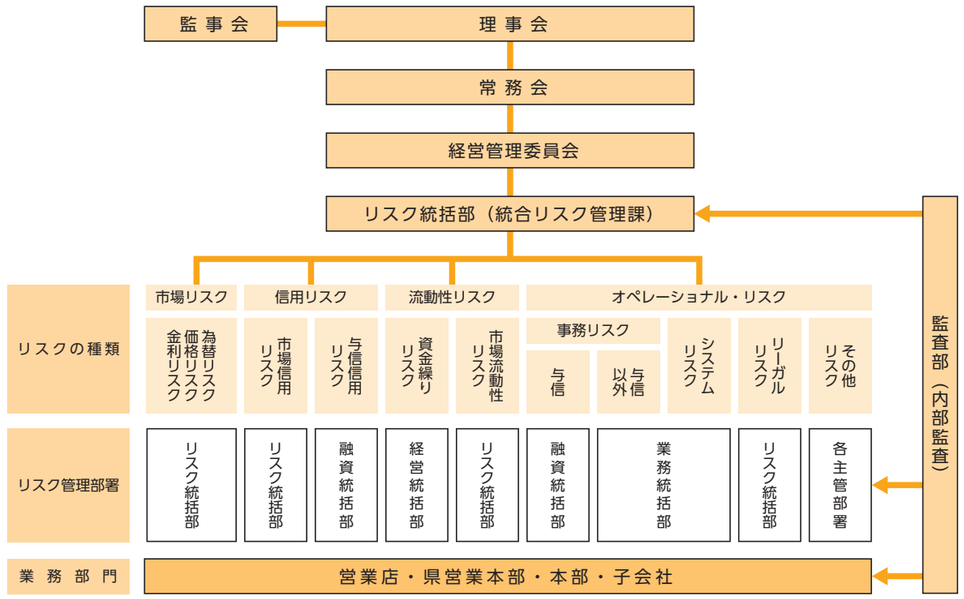

❷ ▶統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化などに対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

❸ ▶ 各種リスク管理

(1) 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、財務の健全性および収益性を確保する観点から、以下のリスク・コントロールを実施しています。

① 市場リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により、リスク量を把握・管理し、自己資本を基準に割り当てられた限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。また、VaRだけでは十分に捉えきれないリスクを補完するため、過去の急激な変動や将来起こりえる変動をシナリオとしたストレステストを定期的に実施しています。

② 金利リスクについては、上記で記載した管理の他に、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、管理の強化に努めています。また、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めています。

(2) 信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、与信信用リスク管理の方針(クレジット・ポリシー)を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

① 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。

・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理をするなどの対策をとっています。

② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

(3) 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)により、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部資金運用課において一元的に管理を行い、定期的に資金繰り計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

(4) オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、リーガルリスクなどの各種リスクをオペレーショナル・リスクとして統合的に管理しています。

① 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする体制を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自己検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などにより、事務の誤処理の発生防止に努めています。

② システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

・ 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS(無停電電源装置)、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの遠隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

・ 当金庫においては、上記オンライン・システムの中継センター機能および独自システム(サーバ・クライアントシステム)の運用管理を行うため担当部を設置しています。

同部署においても、地震・停電・電圧降下等の安全対策を講じ、被害を最小限にする設備を導入しています。ネットワーク(オンライン、独自システム)については、機器の二重化、回線の二重化を行い、万一の場合に備え、代行手段を確保しています。インターネット等外部からの侵入に対しては、回線、機器を通常利用するネットワーク機器・回線と分離し、重要なシステムに第三者からの侵入を不可としています。さらに媒体によるウィルス対策として、全パソコンにウィルス対策ソフトを導入し、被害を最小限に抑える対策を行っています。

また、重要なシステム、データ等については、バックアップの取得、媒体の金庫室保管および遠隔地保管等により保全を図っています。

・ 情報資産については、セキュリティポリシーを策定し、すべての情報資産の適切な利用と保護を実現するための安全対策を行っています。

・ データ漏洩に対しては、特殊回線への変更および電文の暗号化を進めています。

また、個々のパソコンにおいて重要な情報は、第三者が識別できないようすべて暗号化し、更に媒体に書出す場合は、システムで規制をかけたうえに暗号化処理を行っています。

③ リーガルリスク

法令等を逸脱した行為等、あるいは法律・会計制度・税制の変更、行政上の規制を要因として当初意図していた取引が履行できなくなることにより損失を被るリスクが「リーガルリスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談を行っています。

④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、および差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修や人権標語の取組みを行うとともに、セクシャルハラスメント等を防止する取組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

⑤ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

⑥ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

❹ ▶ 危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータ・システムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」等にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。

さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」等を制定するとともに、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、2018年2月1日に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に応えるための具体的な取組みを実践してまいります。
また、より良い業務運営を実現するため、本方針を毎年見直しのうえ、必要があれば改正いたします。

	取組方針		具体策	KPI（成果指標）	取組状況
1	『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』の策定・公表	(1)	当金庫はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」（以下、本方針）を策定します。	・方針の見直し年1回 ・取組状況の公表年1回 ・KPIの設定年1回	• 本方針および2019年度取組状況について2020年7月「中国ろうきん2020ディスクロージャー誌」および当金庫ホームページにて公表しました。 • 本方針の見直しを1回実施しました。
		(2)	本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌等に掲載し、公表します。		
		(3)	本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。		
2	お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み	(1)	当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。	・ライフプランセミナー：全店1回以上 ・iDeCo新規契約件数：2,400件以上	• 新型コロナウイルス感染拡大の影響によりライフプランセミナーは、中止、延期等が多くありましたが、そのなかでも17店舗にて54回実施しました。 • iDeCoの認知度向上と加入促進に向けた、周知活動を全店で展開し、iDeCo新規契約件数は2,918件となりました。また、これにより第6期中期経営計画中の新規契約件数は11,159件となり、中計期間中の目標としてきた10,000件に到達しました。
		(2)	お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適なアドバイスを行い、質の高い金融サービスを提供します。		
3	利益相反を適切に管理する取組み	(1)	当金庫は、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。	・利益相反取引の防止 ・ホームページのファンド情報等の掲載	• 苦情・トラブル報告等に基づき、当金庫とお客さまの取引が「利益相反対象取引」に該当するか否かを精査・検証しました。営業店モニタリング（15店舗）においては、営業店の利益相反管理態勢をモニタリングし、利益相反に係る報告状況を確認しました。 • 2020年度において、営業店および本部関連部署より「利益相反」が疑われる事案の報告および該当する取引はありませんでした。なお、「利益相反」に該当する場合には、その取引について担当部署と協議し、お客さまの保護と正当な利益を確保するための措置を講ずることとしています。 • 当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、投資信託等についての特徴・しくみ等についても掲示するなど、お客さまにわかりやすい開示を行いました。
		(2)	投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫では、お客さまの最善の利益を最も重視して、販売する商品を選定しています。		
4	手数料等に係る情報提供の取組み	(1)	当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っていきます。	・ホームページのファンド情報等の掲載	• 当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表として掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示を行いました。
		(2)	投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。		
5	お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	(1)	当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を確認させていただき、金融商品・サービスの販売や説明等を行う際には、お客さまにとってわかりやすく丁寧な情報提供を行います。	・ホームページのファンド情報等の掲載 ・専用ヘルプデスクの活用	• 当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、投資信託等についての特徴・しくみ等についても掲示するなど、お客さまにわかりやすい開示を行いました。 • インターネットバンキングを活用してお取引いただく投資信託の専用ヘルプデスクを設置し、お客さまのお問い合わせに即時対応できる体制を整備しています。 • 当金庫ホームページの「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトを設け、初めてiDeCoを検討されるお客さま向けに制度内容が理解しやすいようマンガや動画による情報を提供しています。また、節税効果については個別に試算できるよう節税シュミレーターを提供しています。
		(2)	ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。		
		(3)	当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については、個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。		
6	お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	(1)	当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。	・他社ローン借換件数：2,540件 ・iDeCo新規契約件数：2,400件 ・会員機関会議への参加数： 渉外職員1人あたり4回以上	• 会員、推進機構と連携しアンケートやヒアリング等に基づく提案活動を実施し、潜在ニーズへのアプローチを強化した結果、他社ローン借換件数は3,384件となりました。 • iDeCoの認知度向上と加入促進に向けた周知活動を全店で展開し、iDeCo新規契約件数は2,918件となりました。また、これにより第6期中期経営計画中の新規契約件数は11,159件となり、目標としてきた10,000件に到達しました。 • 会員との関係構築と課題共有を図るため、会員の機関会議へ1,426回参加しました（達成率252.8%）。
		(2)	当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。		
		(3)	当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページに掲載し、公表しています。		
7	「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	(1)	〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、全役職員が「中国ろうきんブランドカード」を携行し、私たちの約束（職員行動指針）に基づいて業務に取組んでいます。また、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系で実施しています。	・FP資格取得者数の公表 ・「中国ろうきんブランドカード」と人事評価の連動	• 2020年度末時点のFP1級取得者数は21名、FP2級取得者数は244名、FP3級取得者数は180名、DC1級取得者数は8名、DC2級取得者数は46名となりました。 • ろうきん理念や所属部署の行動宣言に基づき各職員が作成した「私の行動宣言」をブランドカードとして常に携行し、人事評価制度を通じて当該「私の行動宣言」の実践状況を確認しました。
		(2)	職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価する項目を設定しています。		

(注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせて、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

内部統制システム整備に関する基本方針（業務の適正を確保するための体制）

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

内部統制システム整備に関する基本方針は、当金庫の業務の適正を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守に向けた体制整備を進めるに当たっての基本的事項を定めたものです。

❶ ▶ 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（労働金庫法第38条第5項第5号）

(1) 中国労働金庫は、「ろうきんの理念」のもと「事業方針」の中で組織強化に向けた取組みにおいて、「経営の中心にコンプライアンスをおいた態勢を継続し、ガバナンスの一層の強化を図ること」を掲げる。また、この「事業方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取組むことを「コンプライアンス基本方針」として定めるとともに、組織として遵守すべき事項と役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守する。また、コンプライアンス態勢についてディスクロージャー誌等により開示する。

(2) 理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。

(3) 理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、各監事による監査対象になっている。

(4) 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の構築・維持・向上を図る。

(5) 内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部コンプライアンス課を設置する。

(6) 理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、遅延なく理事会に報告する。

(7) 職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部報告システムとして、リスク統括部コンプライアンス課、監事を情報受領者とするホットライン制度を設置する。

(8) 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

❷ ▶ 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（労働金庫法施行規則第19条第1号）

理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など）については、「理事会規程」「常務会規程」各種委員会の規程または「文書取扱要綱」等に基づき作成する。記録文書は、文書種類ごとに定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

❸ ▶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（労働金庫法施行規則第19条第2号）

(1) 財務の健全性を保ちつつ、適度なリスクを取って必要な範囲で収益性を高める観点から、リスク・アペタイト・フレームワーク（以下、RAFという）を運用するための体制を整える。

(2) リスク管理体制は、「統合的リスク管理規程」、「リスク・アペタイト・ステートメント（以下、RASという）」に定め、統合的リスク管理担当役員および統合的リスク管理責任者を決定するほか、個々のリスクについての管理部署を決定し、リスク状況の検証を行うため、代表理事または担当理事を委員長とする委員会（経営管理委員会、オペレーショナルリスク連絡調整委員会、コンプライアンス委員会、資産査定委員会）を設置し審議内容を常務会に報告するなど、同規程等に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等により開示する。

(3) 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整える。

(4) 反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役職員に周知する。

(5) 適正な利益相反管理の遂行のため、リスク統括部コンプライアンス課を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存する。

❹ ▶ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（労働金庫法施行規則第19条第3号）

(1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常勤理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て理事会において執行決定を行う。

(2) 理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事会議規程」、「常務会規程」、「業務組織規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

❺ ▶ 当金庫およびその子会社からなる集団（以下、「当金庫グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制（労働金庫法施行規則第19条第5号）

(1) 理事会は、当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。

(2) 当金庫およびその子会社間で定期協議を実施し、情報の共有化が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社に対して金庫としての経営方針を伝達するとともに子会社経営を管理する。

(3) 監査部は、当金庫グループの監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。

(4) 当金庫は、「統合的リスク管理規程」において当金庫グループのリスク管理体制を定め、その統括部署をリスク統括部統合リスク管理課とし、当金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、子会社に対するリスク管理担当部署を総務統括部総務課とし、子会社におけるリスク管理の状況について、定期的に経営管理委員会に報告する。

(5) 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、当金庫グループ全体の損失の拡大を最小限に止める体制を整える。

(6) 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当金庫が関与し、その実施状況について定期的に報告を受ける。

(7) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、反社会的勢力に関する情報を当金庫グループ内で共有し、統括部署であるリスク統括部コンプライアンス課で一元管理する。

❻ ▶ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項（労働金庫法施行規則第19条第6号）

金庫は、監事の職務を補助するため、職員から監事会事務局に必要な能力を備えた専任の補助職員を任命する。

❼ ▶ 前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項（労働金庫法施行規則第19条第7号、第8号）

(1) 補助職員は、監事の指揮命令に基づき職務の執行を行うこととし、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。また、補助職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監事会の同意を得ることとする。

(2) 補助職員は、監事の指示により、必要な会議へ出席する等の調査や情報収集を行うことができるものとする。

❽ ▶ 当金庫グループの役員および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制（労働金庫法施行規則第19条第9号）

(1) 当金庫グループの役員および使用人は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監事に報告する。

(2) 監事は、理事会に出席するとともに、常務会、経営管理委員会、およびコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。
また、前記にかかわらず、監事はいつでも必要に応じて当金庫グループの役員および使用人に対して報告を求めることができる。

(3) 当金庫グループの役員および使用人は、職務の執行状況等について、監事からの報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

❾ ▶ 監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（労働金庫法施行規則第19条第10号）

監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定める。

❿ ▶ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（労働金庫法施行規則第19条第11号）

監事がその職務の執行について、当金庫に対して費用等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⓫ ▶ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（労働金庫法施行規則第19条第12号）

理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

顧客保護等管理態勢

❶ ▶ プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）

中国労働金庫（以下「当金庫」という）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

（1）個人情報の取得について

当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

（2）個人情報の利用について

① 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

② 当金庫は、お客さまが所属する会員団体との間で、お客さまの個人情報を共用させていただいております。

③ 当金庫は、お客さまの個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

④ 当金庫は、法令で定める場合を除き、お預かりした個人情報を、お客さまの同意がない第三者へ提供・開示いたしません。

（3）個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

（4）個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、お取引店または当金庫窓口（下記に記載のお問い合わせ先）までご連絡ください。

（5）個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを適宜見直し改善いたします。

（6）個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取扱いいたします。

（7）お問い合わせ・苦情の窓口について

当金庫の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

<お問い合わせ先> 広島市南区稲荷町1番14号　中国労働金庫リスク統括部≪ろうきん相談室≫
TEL:0120−801−284　受付時間:平日9:00〜17:00
ただし、12月31日〜1月3日、5月3〜5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX:082−261−8177　E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

❷ ▶ 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

中国労働金庫（以下「当金庫」という）は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

（1）事業者の名称

中国労働金庫

（2）関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」および「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

（3）安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

（4）お問い合わせ・苦情の窓口

特定個人情報等に関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

<お問い合わせ先> 広島市南区稲荷町1番14号　中国労働金庫リスク統括部≪ろうきん相談室≫
TEL:0120−801−284　受付時間:平日9:00〜17:00
ただし、12月31日〜1月3日、5月3〜5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX:082−261−8177　E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく当金庫のプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）もご覧ください。

利益相反管理方針の概要

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを享受できるものであり、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

※「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲示しています。（https://www.chugoku.rokin.or.jp/）

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

❶ ▶ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時〜17時）に、本店・営業店・ローンセンター・代理店（電話番号は、55〜56ページ参照）または、お客さま相談窓口（電話:0120−86−3760・平日9時〜18時）にお申出ください。

なお、土曜日・日曜日、祝日・振替休日および12／31〜1／3は休業とさせていただきます。

❷ ▶ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会ろうきん相談所（金庫営業日9時〜17時、電話:0120−177−288）にお申出があれば、東京弁護士会（電話:03−3581−0031）、第一東京弁護士会（電話:03−3595−8588）、第二東京弁護士会（電話:03−3581−2249）の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、お客さまがお住まいの県の弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、県弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人がテレビ会議システム等を利用して、共同して紛争の解決に当たります。例えば、お客さまがお住まいの県の弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、県弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続きについては、東京三弁護士会の各仲裁センター等、当金庫の苦情・相談等窓口および「ろうきん相談所」にお問い合わせください。

くわしくは当金庫ホームページ（https://www.chugoku.rokin.or.jp/）をご確認ください。

政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条第3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条第3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に『暴力団排除条項』を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても『暴力団排除条項』の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種預金規定・預金新規申込書等に『暴力団排除条項』を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明し確約していただくこととしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確約が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲示しています。（https://www.chugoku.rokin.or.jp/）

金融円滑化への取組み

❶▶基本方針

当金庫は、勤労者の金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めており、2008年9月の世界的な金融危機に伴う経済・労働環境の急激な悪化に対応するため、2008年12月16日に「生活支援緊急対策本部」を設置しました。当対策本部においては勤労者の生活支援策を実効あるものとするため「助け合い制度」に「収入が減少となった方々への生活支援」を追加して金融円滑化を促進してきました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」という。)は、2013年3月31日をもって最終期限を迎えましたが、雇用不安の増大、賃金・一時金の減少など勤労者を取巻く環境は依然として厳しく、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引続き変わることなく融資条件の変更や円滑な資金供給に努めるとともにその対象を拡大し、福祉金融機関としての役割を果たしていきます。

なお、「生活支援緊急対策本部」は、今後予想される様々な変化に対応し、「社会福祉金融機関」としての社会的役割を継続的に発揮するため、設置期限を設けず、名称を「生活支援対策本部」に変更しました。

(1)住宅ローン等返済計画の見直し相談があった場合の対応

住宅資金等の債務の弁済に係る負担の軽減に関する相談・申込みに対しては、きめ細かく協議を行い、財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、コンサルティング機能を発揮して支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めています。

(2)住宅ローン等の返済が困難になった方への対応

給与等の減少に伴い、住宅ローン等の返済が困難になった方に対しては現況をお聞かせいただき、コンサルティング機能を発揮し、返済条件の変更を積極的に提案しています。

なお、(1)本項ともに、当金庫の「顧客保護管理方針」に則り、適切かつ丁寧な説明を行います。

(3) 貸出条件変更を行った後の対応

上記(1)(2)の結果、債務の弁済に係る負担を軽減した場合、返済状況のモニタリングを通してコンサルティング機能を発揮し、継続的な返済が行えるよう支援しています。

(4)他金融機関等との連携

上記(1)(2)において、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応しています。

(5)中小企業等のみなさまへの対応について

個別対応により取組みの方針等を説明し、相談等に応じる態勢を確保しています。

❷▶組織体制

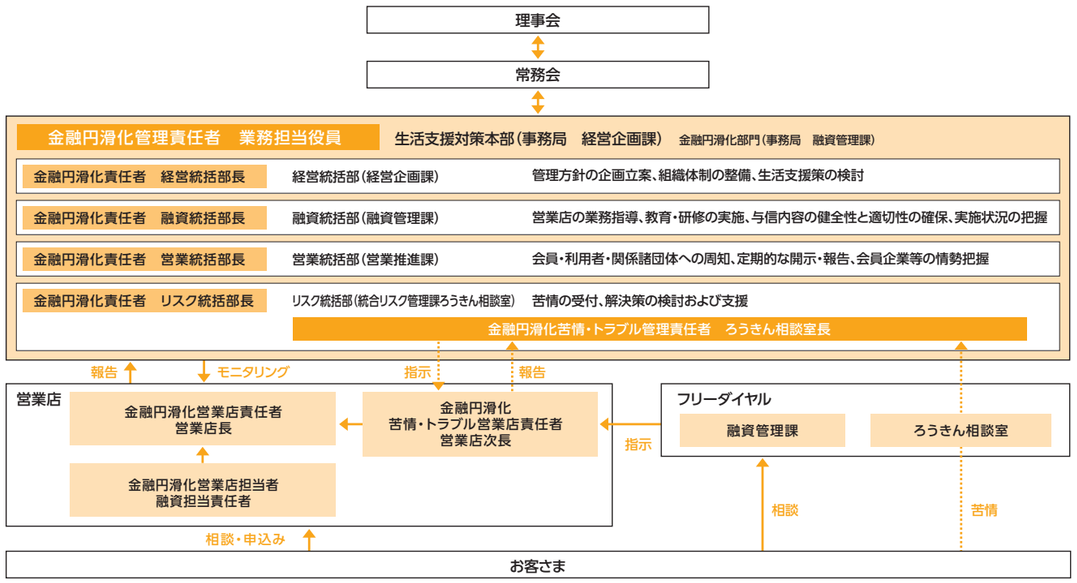

❸▶お問い合わせ・相談先

本件について、ご相談やご不明な点等がございましたら、当金庫の営業店およびローンセンターの「生活支援緊急相談窓口」のほか、次の「金融円滑化相談ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫融資統括部<融資管理課>

《金融円滑化相談ダイヤル》 0120−007−537

受付時間　平日　9:00〜17:00
※ただし、12月31日〜1月3日、5月3日〜5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

❹▶貸付条件変更等にかかる苦情受付

住宅ローン等貸付条件変更にかかる苦情は、次の「金融円滑化苦情ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫リスク統括部<ろうきん相談室>

《金融円滑化苦情ダイヤル》 0120−801−284

受付時間　平日　9:00〜17:00
※ただし、12月31日〜1月3日、5月3日〜5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況

(1)貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【金融円滑化法期限到来前受付分】 (単位:百万円)

	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	529	2,540	4,524	6,546
うち、実行に係る貸付債権の額	215	1,702	2,828	3,968
うち、謝絶に係る貸付債権の額	58	334	824	1,469
うち、審査中の貸付債権の額	214	161	281	129
うち、取下げに係る貸付債権の額	40	341	590	978

【金融円滑化法期限到来後受付分】 (単位:百万円)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	709	1,506	1,958	2,375	2,550	2,903	3,176	7,194
うち、実行に係る貸付債権の額	449	885	1,216	1,531	1,687	2,020	2,281	5,959
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	61	158	51	23	12	0	0	176
うち、取下げに係る貸付債権の額	199	463	690	820	851	883	895	1,057

(2)貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【金融円滑化法期限到来前受付分】 (単位:件)

	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	39	185	341	510
うち、実行に係る貸付債権の数	18	122	214	302
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	24	68	122
うち、審査中の貸付債権の数	13	17	21	14
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	22	38	72

【金融円滑化法期限到来後受付分】 (単位:件)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	57	112	158	190	200	224	242	439
うち、実行に係る貸付債権の数	42	76	104	130	137	159	176	357
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	4	9	4	1	1	0	0	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	11	27	50	59	62	65	66	74

ろうきん助け合い制度

〈ろうきん〉の原点である「助け合いの精神」に基づき、2006年度より会員勤労者およびその家族を守り、地域社会に貢献する諸施策の充実を目的として実施しております。

個別具体策の内容および2020年度の利用実績は以下のとおりです。

❶▶「生活支援策」の利用実績

新規利用実績

(単位:件、千円)

商品・制度	件　数	金　額
生活・雇用応援ローン	0	0
勤労者生活支援特別融資制度	930	876,450
求職者支援資金融資制度	3	1,680
生活支援緊急ローン	4	2,000
技能者育成資金融資制度	5	4,840
合　計	942	884,970

勤労者生活支援特別融資制度利用状況(既往者条件変更分)

(単位:件、千円)

内　容	件　数	金　額
元金返済据置	147	2,563,545
返済猶予	5	98,700
返済期間延長	81	759,280
合　計	233	3,421,525

商品・制度	お使いみち・特長
生活・雇用応援ローン	企業の雇用調整等により給与収入が減少した方に対し、当面の生計を支援する生活資金の融資として、収入減少分の補填資金を月々分割してご融資し、普通預金口座へ振り込みます(会員の構成員の方のみご利用いただけます)。
勤労者生活支援特別融資制度	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産や自然災害により離職した方に、他金融機関住宅ローンの借換えまたは生活資金としてご融資します(カードローンを除く金庫既往融資の返済条件を見直し、継続返済することも可能です)。
求職者支援資金融資制度	雇用保険を受給できない方のうち、職業訓練受講中に支払われる給付金のみでは生活費が不足する方に対して、円滑な職業訓練、再就職をするために必要な資金をご融資します。なお、利用対象の審査等はハローワークで行われますので、まずはハローワークにご相談ください。
生活支援緊急ローン	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産やリストラもしくは自然災害により離職した会員の構成員もしくは構成員であった方で、勤労者生活支援特別融資制度を利用することができない方に、生活資金をご融資します(ろうきん友の会賛助会員の融資取引者を含みます)。
技能者育成資金融資制度	経済的な理由により職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な方に対し、経済的な負担の軽減を図ることで職業訓練の受講を容易にするため、授業料等に充てる資金をご融資します。

❷▶「助け合い制度」具体策の利用実績

○「リトライ融資制度」の利用状況

(単位:件、千円)

商　品	件　数	新規実行金額
カーライフローン	45	88,500
教育ローン(証書貸付型)	6	9,330
教育ローン(カード型)	23	42,000
無担保住宅ローン	4	6,340
マイプラン	51	42,200
有担保住宅ローン	19	725,180
その他(自治体提携ローンなど)	16	12,360
合　計	164	925,910

○安心パック保証制度利用状況

(単位:件、千円)

商　品	件　数	金　額
カーライフローン	48	116,940
教育ローン	11	23,010
無担保住宅ローン	4	19,170
安心パック専用フリーローン	24	6,620
合　計	87	165,740

○多重債務の整理について(相談体制・融資制度)

多重債務に陥った組合員とそのご家族の生活再建を目的に、負債整理融資制度による借換えのほか、法的手続き等、さまざまな手段について検討を重ねて解決方針を決定するとともに、生活改善を通じた再発防止についても相談者とともに取組んでいます。

1.相談受付件数

(単位:件)

件　数
153

2.法的整理状況

(単位:件)

法的整理による救済措置の手続きをとった案件(うち、専門家へ引継いだ案件)	15(12)
任意整理	1(0)
特定調停	0(0)
個人再生	10(9)
自己破産	4(3)

3.借換ローンの実行状況

(単位:件、千円)

商　品	件　数	金　額
おまとめローン(債務整理扱い)	29	122,380
有担保負債整理ローン	5	93,900
合　計	34	216,280

○育児休業・介護休業期間中の元金据置制度利用状況

(単位:件、千円)

件　数	利用残高
3	110,028

○福祉ローン

育児・介護休業期間中の育児・介護資金や医療費にかかる資金等にご利用いただけます。

(単位:件、千円)

新規実行件数	新規実行金額	2021年3月末融資残高
21	19,710	50,747

○災害救援ローン

災害で被災された方の、家財購入費や生活資金等にご利用いただけます。

(単位:件、千円)

新規実行件数	新規実行金額	2021年3月末融資残高
15	157,420	1,276,835

社会的責任と貢献活動

地域社会への貢献をめざして

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少・離職等の影響を受けたお客さまの各種相談を承っております。また、「勤労者生活支援特別融資制度」等の支援を行っています。

○ 自然災害に係る取組み

自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申しあげるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申しあげます。

〈中国ろうきん〉では、復興に向けた支援として、以下のとおり対応させていただいています。

義援金振込手数料の免除

会員団体および広く一般に災害義援金を募っている団体等の要請に基づき、全国の労働金庫に開設した口座へ義援金を送る場合の振込手数料を免除扱いとしています。

「災害救援ローン」の取扱い

被災による家財道具の購入費や車両の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他の生活資金をはじめ、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費用にご利用いただけるローンを取扱っています。

「災害救援ローン」の概要（2021年7月1日）

対象者	災害救助法の適用となる災害等により、被災された方、または被災された方の3親等以内の親族で、当金庫の取引資格を満たす方。
資金使途	①生活資金 被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、および災害時の当座の生活資金 ②住宅資金 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費
貸出金額	【無担保】　資金使途①は最高　1,000万円 資金使途②は最高　2,000万円 【有担保】　最高　1億円 ※無担保融資の場合、公的年金を主たる収入とされる方は200万円を上限とし、かつ年間の支給額の範囲内とします。
貸出期間	【無担保】　資金使途①は10年以内 資金使途②は25年以内 【有担保】　40年以内 ※上記返済期間内で当初１年以内の元金据置（利息払）がお選びいただけます。なお、元金据置期間は返済期間に含みます。
担保	【無担保】不要 【有担保】原則として融資対象物件（不動産）に第１順位の抵当権を設定します。

○〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会に貢献できるしくみ

2012年度より、〈ろうきん〉の存在意義を会員・利用者のみなさまと共有していくことを目的に、〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会貢献団体の行う活動を間接的にサポートしていただくことのできる施策を実施してきました。

・教育ローン等の利用実績、「ドレミ協奏曲」新規実績に応じた寄付
・マイプラン新規、増額件数に応じた寄付

2020年度は鳥取・島根・岡山・広島・山口の「いのちの電話」を寄付先として選定し「教育ローン等の利用実績、『ドレミ協奏曲』新規実績に応じた寄付」と「マイプラン新規、増額件数に応じた寄付」により、1年間で1,627,400円寄付をすることができました。
※いずれもお客さまのご負担なく社会貢献につながる取組みです。

○ NPOへの支援

「中国ろうきんNPO寄付システム」

寄付者であるお客さまと地域社会の課題に取組むNPOを結ぶ「NPO寄付システム」（寄付は毎月100円からの口座振替・手数料不要。）を継続して提供しました。

口座振替による寄付を通じて社会貢献に参加する当システムにより、2020年度は3,768,523円の寄付が行われました。集まった寄付金から、運営団体である各県NPO中間支援団体で審査選考された60団体に、合計327万円が配分されました。

○ 地域社会の活性化に関する取組み

「家計の見直し運動」の取組み

生活応援運動の一環として、可処分所得の向上、「助け合い制度」の周知、多重債務の未然防止を目的に、労福協、推進機構、こくみん共済 coopと連携し、家計の見直し運動を展開しました。

2020年度は各県の労福協ニュースに「家計の見直し運動」について寄稿するなど、労福協中国ブロックと連携して取組みました。

「高校生のための消費者講座」への講師派遣

未成年者に対する消費者教育の一環として、中国4県労働者福祉協議会および広島労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ職員を講師として派遣しました。

2020年度は中国5県で、27校へ講師派遣を行い、2,967名の高校生を対象に、悪質商法等による消費者トラブルの未然防止、ローンやクレジットの上手な利用法などの学習、啓発活動に努めました。

「確定申告書作成セミナー」

退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。2020年度は、15地区、総勢249名にご参加いただきました。中国税理士会所属の税理士の指導により、それぞれご自身の確定申告書を作成されました。

○ 環境保護の取組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」への賛同

当金庫は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（以下、金融行動原則という）に賛同し、署名いたしました。

金融行動原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、国内の幅広い金融機関が参加した起草委員会によって、自主的に策定されたものです。

「ろうきんの理念」に「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。」と掲げ、各種環境保護の取組みを進めております。

当金庫は、持続可能な社会の形成に向けて金融機関としての責任と役割を果たすため、今後も金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進してまいります。

【金融行動原則】

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

○環境取組みと実績

2018年2月末をもってエコアクション21の認証を返上しましたが、今後も以下の「環境理念・環境方針」に則り、環境保全の取組みを継続します。

【環境理念】

「中国ろうきんは、人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域のみなさまとともに積極的かつ継続的に取組みます。」

【環境方針】

1. 環境保全に関する諸法令を遵守するとともに、省エネルギー・省資源等の活動を推進して環境負荷低減に努めます。
2. 環境保全に配慮した商品・サービスを提供し、お客さまによる環境保全活動を支援します。
3. 環境活動の実施状況を広報誌（R・ism）および当金庫ホームページにて公表します。
4. 環境活動の実施状況を庫内で共有し、役職員の環境問題に対する意識向上を図ります。

【環境活動の具体策】

（1）数値目標を掲げる活動

電力・ガソリン消費量は2017年度を基準に1％削減を目標とする。結果については内外へ通知・公表し、活動の点検と改善を促進する。

① 電力消費の抑制

業務効率化による残業時間の削減や日常の節電の取組みをすすめることにより、電力使用量を抑制する。

② ガソリン消費の抑制

エコドライブの励行、訪問ルートの見直し等によりガソリン使用量を抑制する。

（2）環境施策の周知活動

① 環境保全に配慮した商品・サービス

広告ツールを活用し、環境保全に配慮した融資商品・サービスの提供を通じて金利優遇が受けられることを周知する。

② NPO寄付システム

ホームページへの掲載やチラシを活用し、NPO寄付システム（環境分野）を広く周知するとともに契約者の拡大を図る。

【環境目標達成状況（2020年度）】

電力・ガソリン消費の抑制:達成

全店の役職員に省エネルギーの取組みが定着し、数値目標を達成した。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は、2005年度から労働金庫連合会の50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成を柱に、全国3地区（福島、富士山、広島）で活動を展開しています。2015年度からは新たに2地区（新潟・岐阜）を増設し、合計5地区で、「森を育む」、「人を育む」、「森で遊ぶ」を柱に事業を展開し、「森づくり」から始まる「人づくり・地域づくり」につなげる環境教育事業をさらに発展させています。当金庫では「ろうきん森の学校」（広島地区）の地元金庫として地区連絡協議会に参加し、支援を行っています。

2020年度ろうきん運動推進表彰

「ろうきん運動推進表彰制度」は、営業店推進委員会と会員が一体となった推進展開を強化し、ろうきん運動の活性化と発展に資することを目的としています。

2020年度は、預金・融資取引やろうきん運動の拡大で貢献度の高い営業店推進委員会および会員を右記のとおり選定いたしました。営業店推進委員会、会員のみなさまのご協力に感謝を申しあげるとともに、ろうきん運動のよりいっそうの推進強化を図っていただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

ろうきん運動推進表彰制度の内容

営業店推進委員会部門、会員推進部門、ろうきん友の会部門の3部門とし、営業店推進委員会部門は14推進委員会を、会員推進部門は店舗区分の上位店(13店)3会員、中規模店(12店)2会員、小規模店(13店)1会員(計76会員)を、ろうきん友の会部門は項目別に1会員を選定し表彰します。

対象会員

営業店推進委員会部門は全営業店推進委員会、会員推進部門は全会員、ろうきん友の会部門は全地区ろうきん友の会を対象とします。

表彰基準

(1)営業店推進委員会部門

営業店での推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2020年度の選定項目は次の10項目とし評価総合点により上位10位までの営業店推進委員会を表彰することとしておりましたが、全項目を達成した営業店推進委員会が14推進委員会あった為、14推進委員会を表彰します。

- 無担保ローン新規実行計画目標達成率
- 他行(他社)ローン借換え件数目標達成率
- 助け合いプラン「安心パック」会員適用数目標達成率
- マイプラン新規契約件数目標達成率
- 積立性預金新規契約件数目標達成率
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約件数目標達成率
- 給与振込指定者目標達成率
- 会員推進委員会の設置
- 推進委員会ニュースの発行
- 推進委員会(役員)との帯同による会員オルグ

(2)会員推進部門

預金・融資の利用拡大のほか、「一時金預金運動」・「助け合いプラン『安心パック』」・「積立性預金の取組み」・「家計の見直し運動」・「若年層の取組み」・「退職金受入の取組み」・「確定拠出年金の取組み」・「店独自課題」等において顕著な取組みがあった会員を表彰対象とし、営業店推進委員会または営業店推進幹事会の推薦会員を表彰します。

(3)ろうきん友の会部門

営業店での友の会活動推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2020年度の選定項目は次の2項目とし、それぞれ1位の地区友の会を中国ろうきん友の会の推薦のもと表彰します。

- 個人預金増加率(前年度末の預金残高からの増加率)
- 2020年度公的年金受給口座指定者数増加率(前年度末の件数からの増加率)

― 営業店推進委員会部門 ―

営業店	推進委員会名
浜田支店	浜田支店推進委員会
益田支店	益田支店推進委員会
岡山東支店	岡山東支店推進委員会
玉野支店	玉野支店推進委員会
岡山西支店	岡山西支店推進委員会
倉敷支店	倉敷支店推進委員会
津山支店	津山支店推進委員会
備中支店	備中支店推進委員会
府中支店	府中支店推進委員会
西条支店	西条支店推進委員会
鋼管町支店	鋼管町支店推進委員会
徳山支店	徳山支店推進委員会
小野田支店	小野田支店推進委員会
下関支店	下関支店推進委員会

― 会員推進部門 ―

営業店	会員名
鳥取支店	UAゼンセン グッドヒル労働組合
鳥取支店	日本郵政グループ労働組合鳥取因幡支部
鳥取支店	日立フェライト電子労働組合
倉吉支店	JAM神鋼機器工業労働組合
倉吉支店	北栄町社会福祉協議会職員労働組合
米子支店	米子市職員労働組合
米子支店	日本郵政グループ労働組合鳥取伯耆支部
米子支店	丸彦産業労働組合
松江支店	松江市職員ユニオン
松江支店	隠岐の島町職員組合
松江支店	中電プラント労働組合島根原子力支部
安来支店	ほろ酔友の会
出雲支店	出雲市職員連合労働組合
出雲支店	大田市職員連合労働組合
浜田支店	日本郵政グループ労働組合石見支部
益田支店	中国電力労働組合益田第二支部
雲南支店	雲南市・飯南町事務組合職員労働組合
岡山支店	両備オールユニティ労働組合
岡山支店	岡山トヨタ労働組合
岡山東支店	水内ゴム労働組合
岡山東支店	三石ハイセラム労働組合
岡山東支店	興亜耐火関連労働組合
玉野支店	三井金属鉱業日比製煉所労働組合
岡山西支店	自治労岡山市現業労働組合
岡山西支店	クラレ労働組合岡山支部
岡山西支店	岡山交通労働組合
倉敷支店	倉敷化工労働組合
倉敷支店	井原精機労働組合
倉敷支店	水菱プラスチック労働組合
津山支店	勝央町職員組合
津山支店	ノーテープ工業(株)津山工場親睦会
備中支店	全矢崎労働組合新見支部
水島支店	ＵＡゼンセン菅公学生服労働組合児島支部
水島支店	水島機工労働組合
水島支店	ＪＦＥプラントエンジ労働組合倉敷支部
本店営業部	私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部
本店営業部	南条装備工業労働組合
本店営業部	全イズミ労働組合
三次支店	JUKI広島労働組合
広島東支店	マツダ労働組合
広島東支店	カワダ労働組合
広島東支店	ワイテック労働組合
大竹支店	ダイセル労働組合大竹支部
呉支店	呉市職員労働組合
呉支店	ダイクレ労働組合連合会
三原支店	三菱重工交通・建設エンジニアリング労働組合三原支部
尾道支店	ジャパンマリンユナイテッド因島労働組合
尾道支店	横浜ゴム労働組合尾道支部
福山支店	広島県教職員組合福山支区
福山支店	甲神電機労働組合
福山支店	ＪＰ労組福山支部
府中支店	北川精機労働組合
広島西支店	広島アルミニウム労働組合
広島西支店	ダイハツ広島販売労働組合
広島西支店	ヤマト運輸労働組合広島支部
西条支店	三井金属竹原製煉所労働組合
西条支店	私鉄中国地方労働組合芸陽バス支部
鋼管町支店	JFEスチール福山労働組合
鋼管町支店	品川ロコー労働組合
山口支店	済生会山口労働組合
山口支店	山口市職員労働組合
山口支店	中電工労組山口県支部
岩国支店	東洋自動機労働組合
岩国支店	周防大島町職員労働組合
下松支店	光市病院職員労働組合
徳山支店	東ソー・シリカ労働組合
徳山支店	京瀧労働組合
防府支店	モルテン労働組合防府支部
防府支店	マツダ労働組合山口県本部
宇部支店	全医労山陽支部
宇部支店	宇部マテリアルズ労働組合宇部支部
宇部支店	宇部興産労働組合病院支部
小野田支店	全国一般山口地方労働組合秋芳鉱業支部
下関支店	神戸製鋼所労働組合長府支部
下関支店	三菱重工グループ労働組合連合会下関地区本部
萩支店	萩市職員労働組合

― ろうきん友の会部門 ―

個人預金増加率

営業店	会員名
岩国支店	岩国地区ろうきん友の会

公的年金受給口座指定者数増加率

営業店	会員名
岩国支店	岩国地区ろうきん友の会

役員一覧

（2021年7月1日現在）

役職名	氏　名	出身組織
理　事　長	戸守　学	自治労広島県本部
副理事長	岡本　博之	自治労山口県本部
専務理事	東方田　稔	員外
常務理事	安達　孝道	員外
常務理事	瀬光　秀昭	員外
常勤理事	西村　裕生	自治労鳥取県本部
常勤理事	仲田　敏幸	中国電力労働組合山陰統括本部
常勤理事	金澤　稔	日本労働組合総連合会岡山県連合会
常勤理事	善積　昭之	基幹労連広島県本部
常勤理事	網戸　茂	マツダ労働組合山口県本部
理　事	舩岡　誠	王子製紙新労働組合米子支部
理　事	木下　幹也	自治労島根県本部
理　事	赤木　大介	三井E＆S労働組合連合会岡山地方支部
理　事	出射　寛和	クラレ労働組合岡山支部
理　事	宮原　俊友	三菱自動車工業労働組合水島支部
理　事	門長　雄三	広島県高等学校教職員組合
理　事	金子　哲二	マツダ労働組合
理　事	滋野　和義	UAゼンセン広島県支部
理　事	本地　康秀	中国電力労働組合広島統括本部
理　事	藪本　敬士	北川鉄工所労働組合
理　事	脇本　昭彦	マイクロンメモリジャパンFab15労働組合
理　事	上原　宏	日鉄ステンレス労働組合
理　事	河村　康弘	セントラル硝子労働組合宇部支部
理　事	爲末　和政	員外
常勤監事	廣川　孝司	員外
監　事	多久和礼人	パナソニックソーラーシステム製造労働組合
監　事	白井　秀治	情報労連広島県協議会
監　事	髙田　雅章	全矢崎労働組合新見支部
監　事	酒井　友利	日立製作所労働組合笠戸支部
執行役員	板崎　幸夫	員外

理事長　戸守　学

副理事長　岡本　博之

専務理事　東方田　稔

常務理事　安達　孝道

常務理事　瀬光　秀昭

常勤理事　西村　裕生

常勤理事　仲田　敏幸

常勤理事　金澤　稔

常勤理事　善積　昭之

常勤理事　網戸　茂

常勤監事　廣川　孝司

代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職または兼業を行っている常勤役員等はおりません。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任　あずさ監査法人（2021年7月現在）

報酬等に関する事項

（単位:千円）

区　分	2020年度報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　事	169,823	192,000
監　事	15,973	32,400
合　計	185,796	224,400

（注）左記以外に支払った退職慰労金は理事798千円であります。

組織図

（2021年7月1日現在）

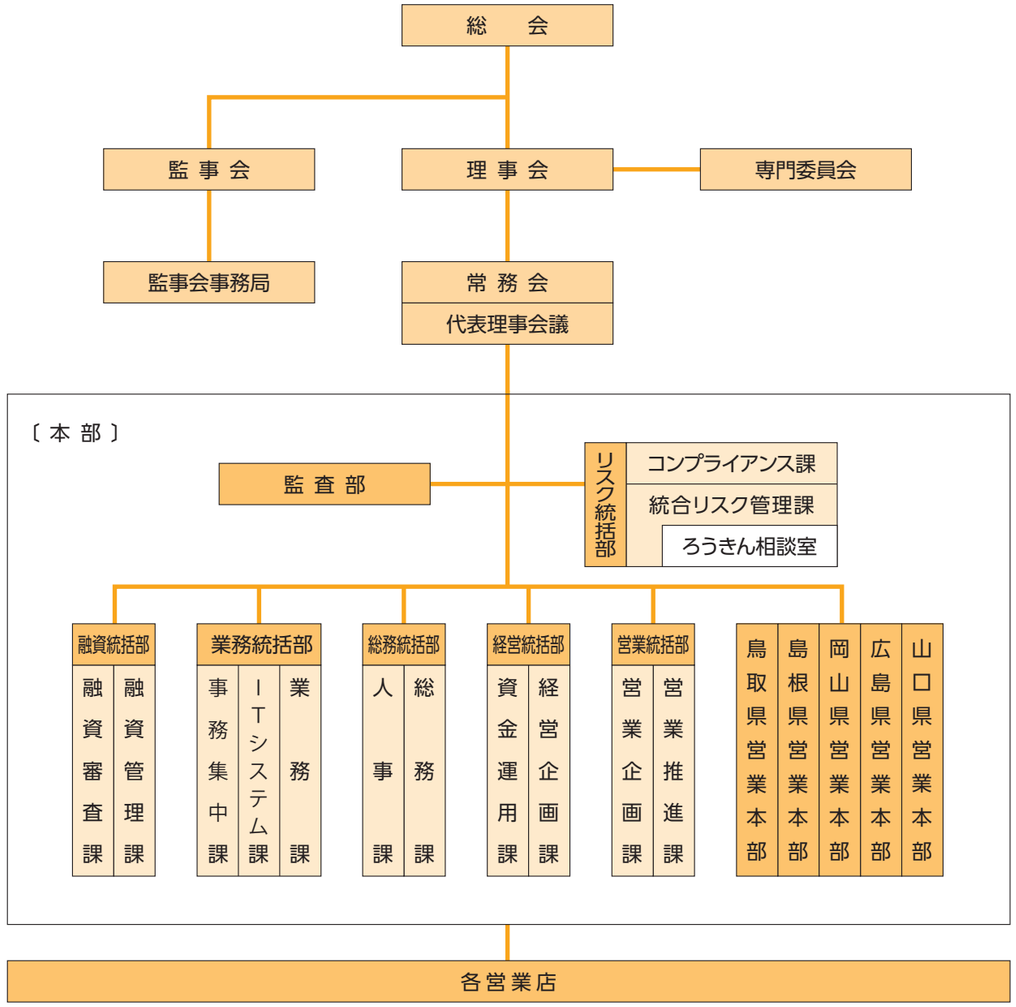

職員の状況

項目	2019年度末	2020年度末
職員数	529人	532人
うち男性	324人	316人
うち女性	205人	216人
平均年齢	43歳11月	43歳11月
平均勤続年数	14年9月	14年5月
平均給与額	351千円	344千円

（注）1. 職員数は、臨時職員（2019年度250人、2020年度249人）を含みません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、それぞれ単位未満を切捨てて表示しております。
3. 平均給与額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、常勤職員（フルタイム勤務の嘱託職員等を含む）のみとなります。